

平成22年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成22年11月19日(金) 午前9時～午前10時

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 副市長、教育長及び各部局長
※建設部は建設部総括次長代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告(企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 10か年実施計画要望状況について (企画部)

3 連絡事項

(1) 第17回愛媛県知事選挙について (選挙管理委員会事務局)

1 市長あいさつ(副市長代理)

本日の庁議は、市長が東京への公務のため出張しておりますので、新居浜市庁議規程第4条第2項の規定により、私が職務を代理いたします。

12月議会が11月30日に開会予定です。今週の月曜日から会派説明が始まっており、そこでも質疑応答があったと思いますが、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

副市長 議事に入る。まず、市議会定例会提出議案であるが、その前に会派説明の報告を企画部から願います。

<企画部長>

今回、6項目について11月15日から会派説明を行っているが、協働ネットが本日、午後からの予定となっているので、これまで実施済みの会派の状況報告をする。

1件目の12月補正予算では、企業誘致整備対策事業について、この用地は総合健康運動公園の

候補地であったと思うので、内陸型工業用地に変更するならばきちんと手順を踏むべきである。また、総合健康運動公園用地についても早く場所を決めていくべきであるとの意見や企業用地エリアとしてはどのくらいの面積を考えているのかといった質問があった。

2件目の総合文化施設の建設については、小劇場はどういった位置づけで事業を行おうとしているのか。公募型プロポーザル方式での事業者選定とはどういったものか。また、応募してくる事業者数はどのくらいを見込んでいるのか、市内業者も何らかの関わりを持っていないのか、といった質問などが出された。また、基本設計作成の途中経過を議会にも必ず説明してほしいという意見もあった。

3件目、第五次新居浜市長期総合計画の策定についての主なものとしては、8月にパブリックコメントをかけた時点の計画案と今回の案との変更点や工業用地の確保が重点基本計画になっていないが、どうしていくつもりなのかといった質問があり、駅南を含む駅周辺整備はどうするのか、また、駅周辺の連続立体交差事業については取り下げるべきではないか、市民文化センターの建て替え、総合運動公園の整備については、具体的計画を示すべきではないかといった意見があった。

4件目の行政改革大綱2011（案）については、「市民の笑顔輝く市役所づくり」という組織目標があるが、行政改革の中で、どこまでは市がやって、どこからは市はやらないという視点も大切であるといった意見や定員管理の適正化の中で、職員の削減数を決めているのかといった質問があった。

5件目の新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例については、福祉課を生活福祉課と地域福祉課に分けているが、地域福祉となると児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉もすべて含んでしまうが、どのような整理の仕方なのか、また、放課後児童クラブを社会教育課に移管する理由などの質問があった。

6件目の駅前広場とシンボルロードへのモニュメントの設置方針については、デザインは前回とほとんど変わっておらず、市のシンボル樹はケヤキではないので、この計画案は見直すべきである、全国から作品を募集して1年に1か所ずつ設置していったらどうかといった意見や蒸気機関車や太鼓台、また、別子銅山記念館にあるような坑道の模型をモニュメントにしてはどうかといった意見もあった。

以上が主な会派説明の内容である。

副市長 それでは、議案に沿って、建設部から説明をお願いします。

<別添、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<建設部長>

報告第25号、報告第27号について説明する。

まず、報告第25号、専決処分の報告「和解」についてである。本件については、平成22年8月6日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者4人及び連帯保証人5人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起していたが、このうち、入居者1人について、相手方の任意代理人から平成22年8月末日をもって、住宅を退去済みであり、平成22年9月10日までに平成22年8月末日までの未払賃料等32万5,300円を支払うことを条件に、松山地方裁判所西条支部に係属中

の訴えを取下げしてほしいとの申出があった。

この申出に基づき、訴訟代理人と協議した結果、住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額支払という市の基本的な意向が確保されたことから、当該訴訟を取下げることを含めて、相手方と「いわゆる裁判外の和解」をするため、平成22年9月10日、専決処分をしたので、報告するものである。

次に、報告第27号、専決処分の報告「損害賠償の額の決定」についてである。本件については、平成22年10月16日午前11時45分ごろ、市道「西原西の土居線」、北新町乙1043番7地先路上において、港橋南側に設置していた水銀灯が老朽化により、東川へ倒壊し、対岸から架設していた引込線が橋上に垂れ下がり、走行中の軽自動車及び普通自動車に接触し、当該車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成22年11月1日、専決処分をしたので報告するものである。

損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、軽自動車の修理に要する費用を「26万7,330円」と、普通自動車の修理に要する費用を「28万7,078円」とそれぞれ決定したものである。

なお、損害賠償の額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われている。

今後の対応については、市道上に設置している照明柱は現在466基あり、そのうち、設置後15年以上経過したものが254基あり、支柱の腐食による同様の倒壊事故を防ぐため、点検調査を実施している。

<経済部長>

報告第26号、議案第73号の2件について説明する。

まず、報告第26号、「専決処分の報告」について説明する。本件は、「和解及び損害賠償の額の決定」についてであり、平成22年8月31日午後6時ごろ、垣生漁港（長岩地区）の海岸道路、多喜浜二丁目14番20号地先路上において、西進中の原動機付自転車が、舗装欠損箇所を通過した際、前後輪が路面段差に接触し、車両を損傷した事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成22年10月6日、専決処分をしたので報告するものである。

和解の内容としては、当事者との協議及び全国市長会の査定により、新居浜市は相手方に対し、車両の修理に要する費用9万4,637円のうち、50パーセントに相当する額4万7,319円を支払うこととしたものである。なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われている。事故発生箇所については、事故の報告を受けた日に穴埋め対応を行っている。

次に、議案第73号「新居浜市別子観光センター及び新居浜市森林公園ゆらぎの森の指定管理者の指定」について説明する。

新居浜市別子観光センター及び新居浜市森林公園ゆらぎの森については、平成18年度から有限会社「悠楽技」が指定管理者となり、3年間の指定期間の後、平成21年度、平成22年度の2年間、継続して管理運営を行ってきた。この間、県道工事などの影響も少なからずある中、四季折々の山野草や別子山の地域性を活かしたイベントの積極的な取り組みや、経営改善に努めた結果、来園者の増加、収支改善など徐々に効果を見せ始めている。今回の選定についても、有限会社「悠楽技」

は、旧別子山村時代に、行政主導で別子山地域内での雇用の確保、過疎化対策として森林公園ゆらぎの森の管理運営業務を受託するために設立されたものであること、また、別子山地域の人口減少による地域コミュニティの弱体化が懸念されている中、その強化につなげるために組織の再編を行い、経営改善に取り組んでいることから、有限会社「悠楽技」を非公募により選定し、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、「適格」と判断されたため、引き続き、別子観光センター及び森林公園ゆらぎの森の指定管理者に有限会社「悠楽技」を指定するものである。なお、指定期間は平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間を予定している。

<福祉部長>

報告第28号、議案第71号、議案72号、議案第81号の4件について説明する。

まず、報告第28号「専決処分の報告」について、説明する。

本件は、「損害賠償の額の決定について」であり、平成22年10月8日午後4時20分ごろ、桜木町の駐車場において、公務のため移動中であった公用車が、道路に出るため当該駐車場から左折した際、相手方が設置していた駐車場ポールに接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成22年11月8日、専決処分をしたので報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び日本興亜損害保険株式会社の査定により、駐車場ポールの修繕に要する費用、「1万8,000円」と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、日本興亜損害保険株式会社から、一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。

次に、議案第71号「新居浜市立児童館の指定管理者の指定について」及び議案第72号「新居浜市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」一括して説明する。

新居浜市立児童館及び新居浜市立老人福祉センターについては、どちらも平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成22年度までの5年間、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が指定管理者となり、指定管理に関する基本協定及び年度協定に基づき、施設の効用を最大限に発揮し、適切な管理運営を行ってきた。今回の選定についても、前回と同様、それぞれ公募を実施したところ、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会の1団体のみ応募であったため、同法人を選定し、新居浜市指定管理者候補者選定委員会による審査の結果、これまでの管理実績等から「適格」と判断されたため、引き続き、児童館及び老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定するものである。なお、指定期間はどちらも平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案第81号「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定について、説明する。

本議案は、要介護認定等の申請に係る審査及び判定を行っている新居浜市介護認定審査会の委員の定数を、現行の「35人以内」から「42人以内」に改正するものである。現在、介護認定審査会は、新居浜市介護認定審査会規則第5条第1項の規定により、7人以内の委員で構成する5つの合議体を設置し、これらの合議体で年間約8,500件の審査及び判定を行っている。しかし、高齢者の増加に伴い、新規の申請件数の増加、あるいは昨年度に改正された要介護度審査基準の変更に伴う更新申請件数の増加により、今年度では約9,500件程度の申請件数を見込んでいる。このようなことから、介護認定審査会の委員の定数を増員し、委員1人当たりの負担を軽減するとと

もに、今後の審査及び判定業務を円滑に行おうとするものである。なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

<企画部長>

企画部からは、議案第66号、第67号、第69号、第79号及び議案第82号から第87号まで説明する。

まず、議案第66号「新たに生じた土地の確認について」は、新居浜港務局が、ふ頭用地として埋立てを行っており、新居浜市黒島一丁目930番110ほかの地先公有水面14,259.55平方メートルの埋立て工事が竣功し、新居浜港港湾管理者の長から竣功認可の通知があったので、この公有水面埋立地を、新居浜市の区域内に新たに生じた土地として確認することについて、議会の議決を求めるものである。

次に、議案第67号「町の区域の変更」については、議案第66号「新たに生じた土地の確認」に併せて、この土地を新居浜市黒島一丁目の区域に編入することについて、議会の議決を求めるものである。

次に、議案第69号「第五次新居浜市長期総合計画基本構想」については、地方自治法の規定により、平成23年度を初年度とする第五次新居浜市長期総合計画基本構想を定めようとするものである。内容については、前回の庁議で説明しているので、省略させていただく。

次に、議案第79号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定」については、平成23年度から始まる第五次長期総合計画のまちづくりの目標を着実に実現する組織への見直しにより、新たな組織が分掌する事務と条例との整合性を図るため、事務分掌条例の一部を改正しようとするものである。市全体の組織機構の見直し案については、11月12日の行政改革推進委員会で決定したが、今回の条例改正の内容については、第1条「部」の設置のうち、総務部では防災安全課で所管している「危機管理及び市民生活の安全に関する事項」、「交通安全に関する事項」を交通安全や防犯対策をはじめ、自主防災活動・災害時要援護者の支援等の災害対策などで、市民と最も身近な接点となっている市民部に移管すること、また、市民部では、現在、市民活動推進課で行っている生涯学習センターを中心とした生涯学習活動については、教育委員会に移管するので、「生涯学習に関する事項」を削除する内容となっている。なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第82号から議案第87号までの予算議案については、「平成22年度12月補正予算（案）の概要」に沿って説明する。

まず、一般会計では、今回の補正予算規模は、2億7,326万8千円の追加であり、補正後の予算総額を454億6,994万9千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、13億4,812万4千円、3.1%の増となっている。

特別会計については、渡海船事業特別会計など5つの特別会計の補正となっている。

一般会計補正予算の主な事業について説明する。

まず、公共事業の「介護基盤緊急整備事業」は、追加補助内示に対応して、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備等の施設整備補助金を追加するものである。次に、「市営住宅改善

事業」については、地上デジタル放送に対応するための受信設備改修工事について、国庫補助の追加配分が決定されたことから、工事請負費を追加するものである。次に、「総合文化施設整備事業」については、総合文化施設の基本設計・実施設計を平成22年度から平成23年度の2か年で実施しようとするものである。次に、「小学校耐震補強対策事業」については、平成24年度に実施予定の角野小学校の耐震補強及び大規模改造工事の設計を、平成22年度から平成23年度の2か年で実施しようとするものである。

単独事業の「企業誘致整備対策事業」は、新たな内陸型企业用地造成の可能性の検討のため、用地測量・地質調査等の委託料を追加するものである。次に、「森林居住環境整備事業」については、国の補正予算に対応して愛媛県が実施することとなった、加茂角野線整備事業に係る負担金を追加するものである。次に、「ものづくり人材育成施設建設事業」については、早期完成を目指し、平成22年度中の契約のため、期間を平成22年度から平成23年度まで、限度額を2億6,400万円とする債務負担行為を設定するものである。

施策費の「感染症等予防費」は、厚生労働省通知により新型インフルエンザが接種対象となったこと及びインフルエンザ予防接種の実施期間の延長に伴い、接種希望者数の増加が見込まれるため、予防接種委託料を追加するものである。次に、「地域生活支援推進費」は、浮島小学校で実施している重度肢体不自由児の生活介護に関して専門性を有する業者が確保できたことから、直接経費から委託料に組み替えるものである。次に、「防火対策推進費」は、財団法人日本消防協会からの助成が決定したことにより、婦人防火クラブに軽可搬消防ポンプを購入しようとするものである。次に、「緊急雇用創出事業」は、厳しい雇用情勢に対処するため3事業で12名の新規雇用を創出する予算措置である。

経常経費については、国民健康保険事業特別会計など5つの特別会計への繰出金のほか、補償金免除繰り上げ償還に伴う「長期債元金償還金」及び給与改定等による人件費の補正等で、1億6,396万8千円増額している。

次に、特別会計についてである。

渡海船事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業については、給与改定等による人件費についての予算措置となっている。次に、公共下水道事業については、給与改定等による人件費及び補償金免除繰上償還に伴う元金償還金について、予算措置をするもので、1億2,484万2千円を追加でございます。

最後に介護保険事業特別会計であるが、介護認定申請件数の見込み増に伴う介護認定審査会費の追加及び給与改定等による人件費について予算措置を行うものである。

<総務部長>

総務部からは、議案第68号、議案第74号から議案第78号及び議案第80号、並びに追加予定の人事議案について説明する。

まず、議案第68号「工事請負契約について」である。本議案は、「東予港東港地区臨海工業用地造成工事（その1）」の工事請負契約である。さる10月29日、5者による一般競争入札の結果、5億800万円で鹿島建設株式会社四国支店が落札し、消費税及び地方消費税額2,540万

円を含む、5億3,340万円で、契約を締結しようとするもので、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、延長252.3メートル、造成面積4万2,837.04平方メートルの護岸埋立である。護岸の構造としては、現地盤の地盤改良を行い、その上に基礎捨石、本体ブロックを積み上げ、裏込石を投入し、埋立護岸を築造する。その後、埋立て用材として、背後に浚渫土砂を14万立方メートル投入する。施工場所は、新居浜市惣開町乙1番23から、31番21までの地先公有水面である。

次に、議案第74号「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、特定任期付職員について、人事院勧告に伴う国の一般職の特定任期付職員に係る給与改定に準じ、給料及び期末手当について、改正しようとするものである。この改正条例第1条中、第7条第1項の表の改正については、弁護士や公認会計士、大学教員など、その高度の専門的な知識経験や優れた識見を活用するため、一定期間、職員として採用した者、いわゆる「特定任期付職員」の給料月額を改定しようとするものである。第8条第2項の改正については、12月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の165」から「100分の150」に改めようとするものである。次に、この改正条例第2条は、第8条第2項に規定している期末手当の支給割合について、6月支給分の支給割合を「100分の145」から「100分の140」に改めるとともに、12月支給分の支給割合を、改正条例第1条で改めた「100分の150」から「100分の155」に改めようとするものである。なお、この改正条例中第1条の規定については、平成22年12月1日から、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行したいと考えているが、この条例の規定に基づく特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。

次に、議案第75号「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、議案第76号「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、及び議案第77号「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、説明する。改正の内容については、議会議員、特別職の職員及び教育長について、いずれも人事院勧告に伴う国の指定職俸給表の適用を受ける職員に係る給与改定に準じて、平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の150」に、平成23年以降の6月に支給する期末手当の支給割合を「100分の145」から「100分の140」に、同様に12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の155」に、それぞれ改めようとするものである。なお、これら3件の条例については、いずれも、改正条例中第1条の規定については、平成22年12月1日から、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第78号「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に係る給与改定に準じて、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものである。まず、改正条例第1条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」についてである。第22条第2項及び第3項

の改正については、本年12月に支給する期末手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の150」から「100分の135」に、再任用職員の支給割合を「100分の85」から「100分の80」に改定しようとするものである。第23条第2項第1号及び第2号の改正については、本年12月に支給する勤勉手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の70」から「100分の65」に、再任用職員の支給割合を「100分の35」から「100分の30」に改定しようとするものである。次に、別表第1の改正については、行政職給料表について、中高年齢層が受ける給料月額に限定し、これを引き下げようとするものである。次に、改正条例第2条についてである。第22条第2項の改正については、再任用職員以外の職員に、平成23年以降の6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の125」から「100分の122.5」に、12月に支給する期末手当について、支給割合を、改正条例第1条の規定による改定後の「100分の135」から「100分の137.5」に改定しようとするものである。第23条第2項第1号及び第2号の改正については、平成23年以降に支給する勤勉手当について、再任用職員以外の職員の支給割合を、改正条例第1条の規定による改定後の「100分の65」から「100分の67.5」に、再任用職員の支給割合を、同様に「100分の30」から「100分の32.5」に改定しようとするものである。次に、改正条例第3条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」についてである。平成18年条例第5号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第7項において、同年4月から実施されている給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置、いわゆる現給保障に係る規定をしているが、この規定により保障されていた給料月額についても、今回の引下げ改定の対象となる職員が受けるものについては、調整率「100分の99.59」を乗じて得た額に改定し、減額しようとするものである。次に、この条例の附則第2項及び第3項については、民間給与及び国家公務員との均衡を図るための所要の調整措置を規定している。なお、この条例中、第1条及び第3条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行したいと考えている。この議案第78号に関しては、本日、組合の回答を待って、上程という手順を踏むことになる。

次に、議案第80号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。本議案は、一般職の国家公務員が国際機関等に派遣されている期間中に支給される俸給等の支給割合について、これまで最低でも100分の70が保障されていたところ、これと派遣先の機関から支給される報酬とを合わせると、在外公館に勤務する外務公務員が受ける給与の額を超える事例が想定されることから、派遣職員に支給する俸給等の支給割合を任意に設定できることとし、派遣職員が受ける報酬等の総額が外務公務員が受ける給与の総額を超えることがないように、支給割合を調整することができるよう人事院規則が改正されたことを受けて、本市職員を外国の地方公共団体の機関等に派遣した場合の給与の支給割合についても、国家公務員と同様に調整できる余地を持たせるよう条例の一部を改正し、給与の適正化を図ろうとするものである。まず、第4条第1項の改正については、派遣職員に対する派遣期間中の給与について、派遣先から派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、給与の100分の100以内を支給する旨を規定するもの

である。次に、第8条の改正については、企業職員及び単純労務職員である派遣職員に対する派遣期間中の給与について、派遣先から派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、給与を支給する旨を規定するものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えているが、現在、外国の地方公共団体の機関等に派遣している職員はいない。

次に、追加予定の人事議案であるが、まず、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員、神野和彦氏、大西宏明氏は、平成22年12月23日をもって任期が満了するので、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜市教育委員会の委員、小野正師氏は、平成22年12月23日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜市公平委員会の委員、嶋田祐二氏は、平成22年12月23日をもって任期が満了するので、新たに委員を選任することについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局委員会の委員、安尾浩和氏は、平成22年9月30日に辞任されたので、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。次に、新居浜港務局の監事、本田國廣氏は、平成22年12月18日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。次に、人権擁護委員、高橋正明氏、神野隆義氏、藤田憲明氏は、平成23年3月31日をもって任期が満了するので、新たに委員を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

<教育委員会事務局長>

教育委員会事務局からは、議案第70号「新居浜市別子山ふるさと館及び新居浜市別子山市民プールの指定管理者の指定」について説明する。

新居浜市別子山ふるさと館及び新居浜市別子山市民プールについては、平成21年度から有限会社「悠楽技」が指定管理者となり、管理運営を行ってきた。当時の選定については、緊急時の対応や別子山地域の他の施設との連携による一体的な管理運営及び効率的な運営が期待できることから、有限会社「悠楽技」を非公募により選定した。指定管理者制度の導入効果については、利用者の増加が図られる等、一定の効果があったものと考えている。今回の選定については、指定管理者制度が市民や団体に理解されてきたことを踏まえ、指定管理者による更なる市民サービスの向上等を図るため、公募を実施した結果、有限会社「悠楽技」及び「別子校区連合自治会」の2団体から応募があり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査の結果、「別子校区連合自治会」が指定管理者候補者として選定順位第1位と判断されたことから、別子山ふるさと館及び別子山市民プールの指定管理者に「別子校区連合自治会」を指定しようとするものである。なお、指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間を予定している。

副市長 　　ただ今の説明に対して、何か質問等あるか。ないようであれば、次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

(関係部局)

副市長 　　特に報告が必要と考える項目について、絞ってお願いする。

<企画部長>

企画部からは1件報告する。

番号49番、芸術文化施設（総合文化施設）の建設については、今年度の対応として、9月市議会で基本設計委託料の補正予算案を提案したが、この予算案は9月議会では削除された。その後、設計事業者の選定方法や施設内容等について、市議会への説明、協議を重ね、先ほど予算議案の中でも説明したように、12月市議会に基本設計・実施設計を一括発注する予算案を提案することとしており、今後、市民で組織する建設委員会も立ち上げ、平成25年度内の完成を目指し、取り組んでいく。

<市民部長>

31番、戸籍・住民基本台帳の職権消除について報告する。

120歳以上の高齢者217人の戸籍を、9月24日から11月4日にかけて、法務局と協議のうえ職権消除した。本市からの郵便物の未到着者のうち、85歳以上の年金受給権者29人の安否確認を実施したところ、全員の生存が確認された。愛媛県後期高齢者医療広域連合事務所から情報提供をうけ、75歳以上で、1年間後期高齢者医療の給付を受けていない492人中、83人の安否確認を実施したところ、82人の生存と1人の死亡を確認した。住民基本台帳の関係では、関係各課等からの情報を元に実態調査したところ、9月に1人、10月に18人の計19人について、不在が確認できたので、住民票の職権消除を実施した。さらに、日本年金機構との情報の共有化については、依頼のあった100歳以上の年金受給権者4名の実態調査を実施したところ、全員の生存が確認されている。今後についても、定期的に、戸籍及び住民基本台帳について、関係機関、関係各課との連携により、現地調査を実施のうえ、職権消除等の事務処理をしていく予定である。

<環境部長>

新規の22番「公共下水道早期利用金について」報告する。

用途地域外の公共下水道汚水管整備の際、都市計画税を徴収していないことから、早期利用金2万円を1回限り徴収しておりますが、負担の公平性について指摘を受けている。また、平成23年度末には認可計画の変更、認可区域の拡大を予定しており、これからの公共下水道整備は、主に都市計画税賦課区域外（用途地域外）に拡大していく。このことから、早期利用金と都市計画税は、同時に検討が必要であり、今後、関係部局と見直しに向けて協議をお願いしたいと考えている。

<水道局長>

水道局からは、1件報告する。

新山根配水池についてであるが、山根温水プールの東側の用地に、配水池及びポンプ場をかねてから予定していたが、これまでその進捗が滞っていた。その後、各般の調査の結果及び現在作業中の認可変更業務における施設規模の決定がほぼ整ったので、本年度、新山根配水池及びポンプ場の実施設計を発注したところである。今後、この成果を基に、平成23年度から平成25年度の3か年計画で、配水池及びポンプ場の整備を行う予定である。

<教育委員会事務局長>

教育委員会からは、図書館の2件について報告する。

まず、番号12の図書館の祝日開館であるが、職員体制及び勤務体制を検討した結果、来年度からは、原則月曜日を休館日とし、その他の祝日については、すべて開館することで、図書館設置及び管理条例施行規則を改正することとしている。

次に、番号13の学校図書館支援推進事業の継続の見通しについてであるが、企画財政会議の結果、来年度は、緊急雇用で対応することし、平成22年度、23年度の検証結果を踏まえて、平成24年度以降については、再度企画財政会議で協議し、検討することとなっている。

<消防長>

消防本部からは、新規追加で「救急医療情報キット」の配布について報告する。

9月議会で、救急医療情報キットの配布について質問があった。救急医療情報キットについては、自分の氏名、年齢、持病、かかりつけの病院等の情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫等に保管し、緊急時に活用するものである。この救急医療情報キットを活用することにより、確実な情報をすみやかに医療機関に伝えることができ、救命率の向上にもつながるので、来年度配布に向けて検討を行っている。今後、関係部局と協議し、配布対象者の選定を行うとともに、来年度の配布に向けて、予算措置を行いたいと思っている。

副市長 　　ただ今の報告に対して、何か質問等あるか。ないようであれば、次の議題に移る。

(3) 10か年実施計画要望状況について

(企画部)

副市長 　　企画部より説明をお願いします。

企画部長 　　平成23年度の10か年実施計画の要望状況について、一般財源ベースでの比較で説明する。今年も枠配分方式で要望していただいたが、10か年の要望額の合計は、707億686万1千円で、要望額のうち別枠分が64億8,368万4千円である。別枠事業の主なものとしては、子ども手当支給事業27億7,259万円、医療療養給付費負担金(後期高齢者医療負担金)10億1,411万円、妊婦乳児一般健康診査4億994万円、予防接種事業8億6,545万6千円、ものづくり人材育成施設建設事業3億5千万円等の状況である。今後、予算査定の中での調整が必要と考えている。

副市長 　　何か質問等あるか。

　　以上が本日の議題であるが、連絡事項に移る。

3 連絡事項

(1) 第17回愛媛県知事選挙について

(選挙管理委員会事務局)

副市長 　　第17回愛媛県知事選挙について、選挙管理委員会事務局から説明をお願いします。

選挙管理事務局長 　　選挙管理委員会事務局からお知らせとお願いをする。第17回愛媛県知事選挙についての期日前投票を市庁舎1階ロビー及び別子山支所で実施している。昨日、11月18日までの期日前投票の状況は、累計で2,581人となっており、前回と比較して増加傾向となっており、トータルで約2.8倍となっている。そのようなこ

とから、期日前投票は、日を追って増加する傾向にあることから、最終日の27日、土曜日については、応援勤務経験者に事務従事をお願いしている。応援勤務や投開票事務従事に理解と協力をいただくよう、所属職員に周知していただくよう、重ねてお願いする。

副市長

他に連絡事項はないか。

ないようであれば、これで第9回庁議を終了する。